

令和7年度車輪脱落事故防止機器導入助成事業要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、車輪脱落事故防止機器の導入を促進することによってタイヤ交換時や日時点検時のナット締め適正管理を図り、車輪脱落事故を防止することを目的とする。

2 助成対象者

会員で会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会員の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる車輪脱落事故防止機器

令和7年4月1日から令和8年2月25日までの間に購入した、(1)～(5)に掲げる車輪脱落事故防止機器（中古品を除く。）とする。

- (1) ホイール・ナットインジケーター
- (2) ゼイフティラグロック
- (3) ナットチェッカー
- (4) ホイール・ナット用ラインマーカー
- (5) その他、協会が認めた車輪脱落事故防止機器（その他で申請の場合は助成の対象となるか、事前に協会まで問い合わせること。）

4 助成金額

1会員あたり購入費用（消費税等は除く。）の2分の1の額（千円未満切捨て）とし、30,000円を上限とする。

5 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 助成金の申請手続

別紙の「令和7年度車輪脱落事故防止機器導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に添付書類を添えて協会宛てに郵便又は持参により提出する。

7 予算額 1,500,000円

8 助成金の返還

(1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

9 その他

インターネットなどの通信販売で機器を購入する際に、割引ポイント・割引クーポンを利用した場合の購入費用（消費税等は除く。）は、割引利用額を差し引いた額とする。